

答申第 215 号

平成 17 年 1 月 17 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 2 月 21 日付けで諮問された神奈川県体育・スポーツ振興期成会に関する支払通知合計表等不存在の件(諮問第 173 号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定のスポーツ振興団体に関する執行伺票・支出命令票のすべての支払通知合計表及び内訳並びに支払通知一覧表、支払通知書、集合伝票の支払通知書及び内訳を作成又は管理していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成13年1月4日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、特定のスポーツ振興団体に関する執行伺票・支出命令票のすべての支払通知合計表及び内訳並びに支払通知一覧表、支払通知書、集合伝票の支払通知書及び内訳（以下「本件行政文書」と総称する。）について、行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
- (2) これに対し、教育委員会は、平成13年1月18日付けで、本件行政文書を作成又は管理していないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 不服申立人は、平成13年1月30日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるとい趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

教育委員会が本件行政文書が存在しないとして公開を拒んだ処分及びその理由は誤りであり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

団体に対する県補助金支出は神奈川県財務規則、補助金の交付等に関する規則及び補助金交付要綱に基づき執行され、補助金交付要綱は補助金に関する帳簿及び証拠書類の5年間保存を補助条件としており、また、県行政文書管理規則（県文書管理規程）は県費支出に関する行政文書の保存期間を5年

間と定めており、実施機関は、公開決定の際は引継文書も確認して公開決定に臨むべき義務がある。

4 実施機関（教育庁管理部教育施設課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

本件行政文書は、神奈川県財務規則（以下「財務規則」という。）第97条により出納長が発行する行政文書であり、教育委員会では当該行政文書を作成しておらず、また、管理していないため、存在しないとして、公開を拒む決定を行った。

5 審査会の判断理由

（1）審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

（2）本件行政文書の存否について

当審査会において本件行政文書に係る特定のスポーツ振興団体に対する執行伺票・支出命令票を確認したところ、平成9年4月1日改正前の財務規則（以下「改正前の財務規則」という。）第97条第1項に規定する集約払で支払われていることが認められる。同項において、「出納長は、集約払に係る支払にあっては、支払通知合計表を発行するものとする。この場合において当該支払通知合計表には、その内訳を添えるものとする」と定められていることから、この場合の本件行政文書は支払通知合計表及び内訳であり、本件行政文書は、実施機関が説明するとおり、出納長が発行する文書であることが認められる。

また、本件行政文書は、出納長から指定金融機関及び指定代理金融機関に対して通知されるものであることが認められる。

したがって、本件行政文書を作成又は管理していないため、存在しないという実施機関の説明は、首肯できる。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 2 月 21 日	諮問
平成 13 年 3 月 13 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
3 月 15 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
4 月 16 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 16 年 8 月 30 日 (第 38 回部会)	審議
11 月 17 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取
11 月 22 日 (第 40 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成17年1月17日現在)(五十音順)